

岐阜県立障がい福祉施設評価員会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県立障がい福祉施設評価員会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 会議は次の各号に掲げる県立社会福祉施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき岐阜県が指定した者が管理する施設をいう。)の管理運営状況その他知事が必要と認めた事項について、意見交換することを目的とする。

一 障害者支援施設

陽光園(美濃市)、三光園(山県市)、サニーヒルズみずなみ(瑞浪市)、幸報苑(山県市)、みどり荘(岐阜市)、はなの木苑(土岐市)

二 障害児入所施設

ひまわりの丘第1学園(関市)

(組織)

第3条 評価員は、5人以内とする。

2 会議に会長を置き、評価員の互選によって定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総括する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する評価員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 評価員の任期は2年とする。ただし、補欠の評価員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評価員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 会議の開催は、岐阜県健康福祉部障害福祉課長(以下「障害福祉課長」という。)が招集する。

2 障害福祉課長は必要と認めるときは、関係者に対し出席又は資料の提出を求めることができる。

3 会議は原則公開とする。会議結果は事務局が作成し、各評価員の同意を得て公表する。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、岐阜県健康福祉部障害福祉課が所管する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、障害福祉課長が会長と協議のうえ定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。